

令和7年度 教育実習の心得

本校で教育実習を行うことができるのは、教員を強く志し、日々教員になるために努力している学生のみです。また、本校生徒に中途半端な意志や態度で臨むことは、お互いが不幸なことになります。本来の目的を十分に踏まえて臨んでください。

なお、将来において教職を目指す者としては、正確な情報を早めに得ることが肝要であり、その「心構えや準備」が夢を実現させる第一歩と捉えるべきだと考えます。

(※参考までに昨年度、教育実習生に求めたことは以下の通りです。)

1. 実習生は次の要件を備えておくこと

(1) 将来、必ず教職に就く意志を持ち、教員採用試験を受験すること。

(志望動機がはっきりしていること。)

(2) 人物、学力に優れ、心身ともに健康であること。

(3) 教育実習中において教材研究に専念できること。

2. 実習生としての責任を自覚すること <心構えその1>

教壇に立つ者は、生徒の人格形成に甚大な影響を及ぼすことを自覚すること。

教師の役割と責任の重大さを知り、教育実習を行うことの意義を十分に理解した上で積極的に取り組むことで、教育実習生としての責任を十分に果たすことができます。

ここでいう責任とは、本校の教職員及び生徒、在籍大学に対しての責任です。

そのため、教育実習を行うにあたり、本校の担当指導教諭の指示に従い、教育実習生として誠実に実習することを誓約してもらいます。

3 真剣な態度で実習に臨むこと <心構えその2>

教育実習は、本校の担当指導教諭の下、学校の教育実習方針に従い綿密な授業計画と、十分な準備をしなければなりません。教材研究不足、実習意欲の欠如などのため、指導内容を間違ったり不適切な言動等があれば、年間指導計画やホームルーム経営に支障をきたすことになります。そのことを十分理解して臨まなければなりません。

単に「単位を取る」といった短絡的、または事務的な考え方ではいけません。

<追記>

各大学での教職オリエンテーションの時期や、大学が求める受け入れ承諾書等の締め切りは、統一されておりません。そのため、本校では、沖縄県教育委員会教育庁からの通達に準じ、別添の「沖縄県立沖縄工業高等学校教育実習実施要項」に基づいて実施します。

しかし、大学での教職関連のオリエンテーションが行われていなくても「本校での教育実習」、「教員になりたい」との強い意志を持つのであれば、9月から仮申込みを受け付けています。

沖縄県立 沖縄工業高等学校
教育実習事務担当
教務部 洲鎌 真
TEL 098-832-3831